

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良地方務局長から次のとおり公共測量を終了したことに ついて通知がありました。

平成二十一年六月五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（一級基準点測量）
- 二 測量の地域 宇陀市榛原区大字自明並びに吉野郡東吉野村大字小及び大字小川地内
- 三 測量の終了年月日 平成二十一年二月二十八日